

江戸川区卓球連盟規約

第1章 総則

- ①本連盟は江戸川区卓球連盟と称し、事務所を江戸川区中葛西5-19-30 2F T・T Labo内に置く。
- ②本連盟は卓球の普及、発展、技術の向上、会員との交流、健康増進を図り、健康社会へ貢献することを目的とする。
- ③本連盟は卓球を愛好する登録者にて組織とする。
- ④本連盟の登録者は、区内在住、在勤者とし、他の連盟、中体連、高体連、日学連未登録者であることとする。

第2章 加盟および脱退

- ①本連盟に加盟する者は、所定の用紙に所要事項を記入の上、加盟費を添えて申し込むものとする
 - 1、団体登録 ○継続者 1200円 ○新規者 1400円
 - 2、個人登録 1500円
- ②本連盟に加盟する団体または個人で登録事項に変更が生じた場合及び脱退を希望する場合は、滞なく文書にて届け出をするものとする。
- ③本連盟に加盟している者は、他区(墨田区・江東区・足立区・葛飾区等)への2重登録はできない。
- ④チーム移籍について、同一年度内の移籍はできない。新年度(4月)、個人登録をした選手が追加登録(9月)時にチームへ所属することは、同一年度内の移籍と同様認められない。新年度(4月)チーム登録の際、他チームへ移籍する場合は江戸川区に在住もしくは在勤者のみ認める。

第3章 事業

- ①本連盟は左記の事業を行う。
 - 1、卓球競技の普及。
 - 2、各種大会の開催。
 - 3、江戸川区体育会との連絡事項
 - 4、加盟選手の各種対抗試合（都民大会、墨東五区）への派遣。
 - 5、その他運営上必要と認める事項。

第4章 役員

①本連盟に左記の役員を置く。

- 1、名誉会長1名 2、会長1名 3、副会長1名 4、顧問 若干名 5、会計監事1名
 - 6、相談役若干名 7、理事長1名 8、副理事長若干名 9、理事若干名 10、会計2名
 - 11、東京都卓球連盟派遣理事1名 12、江戸川区スポーツ協会派遣理事4名
- ②会長は評議員会の推薦により決定し、連盟を代表し之を総覧する。
- ③副会長は評議員会の推薦により決定し、会長を補佐し会長に事故がある場合は代行する。
- ④理事長は理事の互選により推挙し、会長がこれを発議し会務を総括執行する。
- ⑤副理事長は理事の互選により推挙し、理事長を補佐し理事長に事故がある場合は代行する。
- ⑥理事は評議員会の互選により推挙し、必要に応じて若干名については理事長がこれを会長の承認を得て委嘱することができる。
- ⑦評議員は加盟チームより1名推薦し運営にあたる。
- ⑧会計は理事の互選により決定し、本連盟の一切の会計を管理し、予算、決算等適時会計の報告を行う。
- ⑨会計監事は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- ⑩顧問、相談役は評議員会の推薦により会長が委嘱し、連盟の運営上の諮問に応じる。
- 役員の任期は2ヵ年とする。
- ⑪補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員残任期間とする。
- ⑫本連盟から東京卓球連盟江戸川支部理事として1名を派遣する。

第5章 会議

①本連盟は左記の会議を行う。

- 1、評議員会。
 - 2、理事会。
- ②評議員会は年1回会長が招集し、連盟の最高機関とする。
- 但し、必要と認めるときは臨時評議員会を会長が招集する。
- ③理事会は必要に応じて理事長が招集し、連盟の運営にあたる。
- ④評議員会および理事会は、その過半数（委任状を含む）をもって成立し、同数の場合は議長が決定する。但し、連絡なき欠席は、評議会においては会長に、理事会においては理事長にその決議事項の一切を委任したものとみなす。

第6章 会計

- ①本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ②本連盟の経費は、加盟費およびその他の収入により充当する。
- ③会計役員は、左記の帳簿を備えるものとする。
 - 1、出納簿
 - 2、寄付金綴
 - 3、領収書綴
 - 4、預金通帳
- ④会計監事は、毎年3月31日を期して、会計の提出する諸帳簿を監査しなければならない。
また、会計監査後の収支についてはその都度監査を受けるものとする。
- ⑤会計監査は、会計監査終了後の評議員会において監査報告を行うものとする。

第7章 処罰

- ①本連盟加盟団体または、選手において、本連盟の名誉をけなし、また卓球選手としての品位を失墜する行為をなしたものの、登録基準に満たさないものを出場させた場合などは理事会の決議を経てこれを除名または大会出場停止処分（1大会または1シーズン）に処するものとする。

第8章 附則

- ①本規約の改廃は、評議員会の議決を経るものとするが、評議会が災害、緊急時により開催出来ない場合は連盟に委任とする。
- ②本規約は令和7（2025）年4月4日より施行する。

江戸川区卓球連盟ルール

第1章 大会ルール

- ①江戸川区ならびに江戸川区卓球連盟主催の大会は、令和5（2023）年6月1日改定の日本卓球ルール及び江戸川区卓球連盟ルールにて大会を行う。
- ②災害や緊急時または行政指導により、大会ルールを変更して行う場合がある。

第2章 団体戦

- ①団体リーグ戦競技は同一グループ内のメンバーでチームを構成する。
- ②オーダーの記入方法（順番）で、左記の大会は江戸川区卓球ルールにて試合を行う。

○江戸川区団体リーグ（年2回）

- ・出場資格は江戸川区卓球連盟加盟登録者とする。
- ・中体連・高体連・日学連に加盟登録者は出場出来ない。
- ・リーグ編成については連盟に一任する。
- ・試合開始整列の際に参加メンバー（4名以上）が揃っていない場合、その試合は棄権扱いとなり、エキシビジョンマッチは行わない。
- ・1番ダブルス、2番から5番シングルス ※1番ダブルスに出場した選手は2番、3番のシングルスにはどちらかの1名しか出場出来ない。
※オーダーミスをしたチームはその対戦試合のみ0－3で敗者となる。
- ・戦績でチームが同率の場合は、同率チームでのゲーム数、ポイント数で勝敗が確定する。
尚、2者間で同率の場合は相対で勝敗が確定する。
- ・江戸川区団体リーグに限り、なるべく同一ユニフォームを着用すること。

○バタフライダブルスチームカップ

- ・出場資格はオープン参加者とする。
- ・中体連・高体連の加盟登録者は出場出来ない。
（日学連の加盟登録者の出場は各学連への申請が必要となる）
- ・組み合わせ（組み合わせ変更等）については連盟に一任する。
- ・参加人数により競技種目、競技方法を変更する場合がある。
- ・試合開始整列の際に参加メンバー（4名以上）が揃っていない場合、その試合は棄権扱いとなり、エキシビジョンマッチは行わない。
- ・1番から3番 ダブルス※4名の構成チームの場合、3番のダブルスは1、2番で出場した選手1名ずつで構成する。
※オーダーミスをしたチームはその対戦試合のみ0－2で敗者となる。

- ・男子チームには女子の参加は1名を認める。
- ・戦績でチームが同率の場合は、同率チームでのゲーム数、ポイント数で勝敗が確定する。
尚、2者間で同率の場合は相対で勝敗が確定する。
- ・バタフライダブルスカップに限り、なるべくバタフライ製品のユニフォームを着用すること。

○江戸川オープン大会（年1回）

- ・出場資格はオープン参加者とする。
- ・中体連・高体連の加盟登録者は出場出来ない。
（日学連の加盟登録者の出場は各学連への申請が必要となる）
- ・組み合わせ（組み合わせ変更等）については連盟に一任する。
- ・参加人数により競技種目、競技方法を変更する場合がある。
- ・試合開始整列の際に参加メンバー（4名以上）が揃っていない場合、その試合は棄権扱いとなり、エキシビジョンマッチは行わない。
- ・1番 ダブルス 2番から5番 シングルス ※1番ダブルスに出場した選手は2番、3番のシングルスにはどちらかの1名しか出場出来ない。
※オーダーミスをしたチームはその対戦試合のみ0－3で敗者となる。
- ・男子チームには女子の参加は1名を認める。
- ・戦績でチームが同率の場合は、同率チームでのゲーム数、ポイント数で勝敗が確定する。
尚、2者間で同率の場合は相対で勝敗が確定する。

第3章 個人戦

- ①区民大会（年2回）は、江戸川区卓球連盟登録者であっても、在住もしくは在勤者のみが出場出来る。
- ②年代別競技の参加資格については、大会当日の満年齢とする。
- ③障害者が車椅子で出場する場合は車椅子（障害者）ルールを適用する。（団体戦含む）
 - ・サービスを出す際に障害者、健常者共に2バウンド目がサイドラインを超えると失点となる。

第4章 附則

- ①選手は名前、出場チームがきちんと明記されたゼッケンを着用する。
- ②個人および団体戦において、申込書に記載したチーム名で参加すること。
- ③トレーニングウェア着用でのプレーイングは認めない。但し、怪我などで着用せざる得ない場合は大会審判長の許可を得る。
- ④競技ウェアは日本卓球協会公認のゲームシャツ、パンツを着用する。
尚、団体戦はなるべく同一したウェアでの出場とする。